

総務政策常任委員会資料

令和2年12月3日（木）

総 合 政 策 部

目 次

I 予算議案

- 令和2年度11月補正予算案について (議案第1号関係) …… 1

II 特別議案

- 公の施設の指定管理者の指定について (議案第13号、14号関係)
(生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課) …… 6

III その他報告事項

- 県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の
令和元年度の実績等について (総合政策課) …… 14
- 宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について (総合交通課) …… 16
- 第11次宮崎県交通安全計画の策定について
(生活・協働・男女参画課) …… 19
- 「宮崎県犯罪被害者等支援条例(仮称)」の骨子(案)について
(人権同和対策課) …… 20
- 宮崎県情報化推進計画素案について (情報政策課) …… 31

【添付資料】

資料1 宮崎県情報化推進計画(素案)

I 議案(予算議案)

1 繰越明許費補正(追加)

【議案第1号関係】

所属名	事業名	繰越額 (千円)	完成予定 年月日	繰越理由
国民スポーツ 大会準備課	県有スポーツ施設整備事業 (陸上競技場整備事業)	14,000	令和3年6月30日	関係機関との調整に日時を 要したことによるもの。

2 債務負担行為補正(追加)

【議案第1号関係】

事項	期間	限度額
(生活・協働・男女参画課) 宮崎県男女共同参画センター管理運営委託費	令和2年度から 令和5年度まで	千円 102,921
(みやざき文化振興課) 県立芸術劇場管理運営委託費	令和2年度から 令和7年度まで	2,421,675
(国民スポーツ大会準備課) 県有スポーツ施設整備事業(体育館整備事業)	令和2年度から 令和7年度まで	8,910,000

【議案第1号関係】債務負担行為補正（追加）

県有スポーツ施設整備事業（体育館整備事業）

国民スポーツ大会準備課

1 概要

国民スポーツ大会に向け延岡市に整備する体育館について、令和3年3月に建設工事を発注するため債務負担行為の設定を行うもの。

2 限度額

8,910,000千円

3 期間

令和2年度から令和7年度まで

—参考—

○事業概要

- ・構造：RC造（屋根部分鉄骨＋木造）
- ・階数：地上2階
- ・延床面積：12,980㎡
- ・主な機能：メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、多目的室

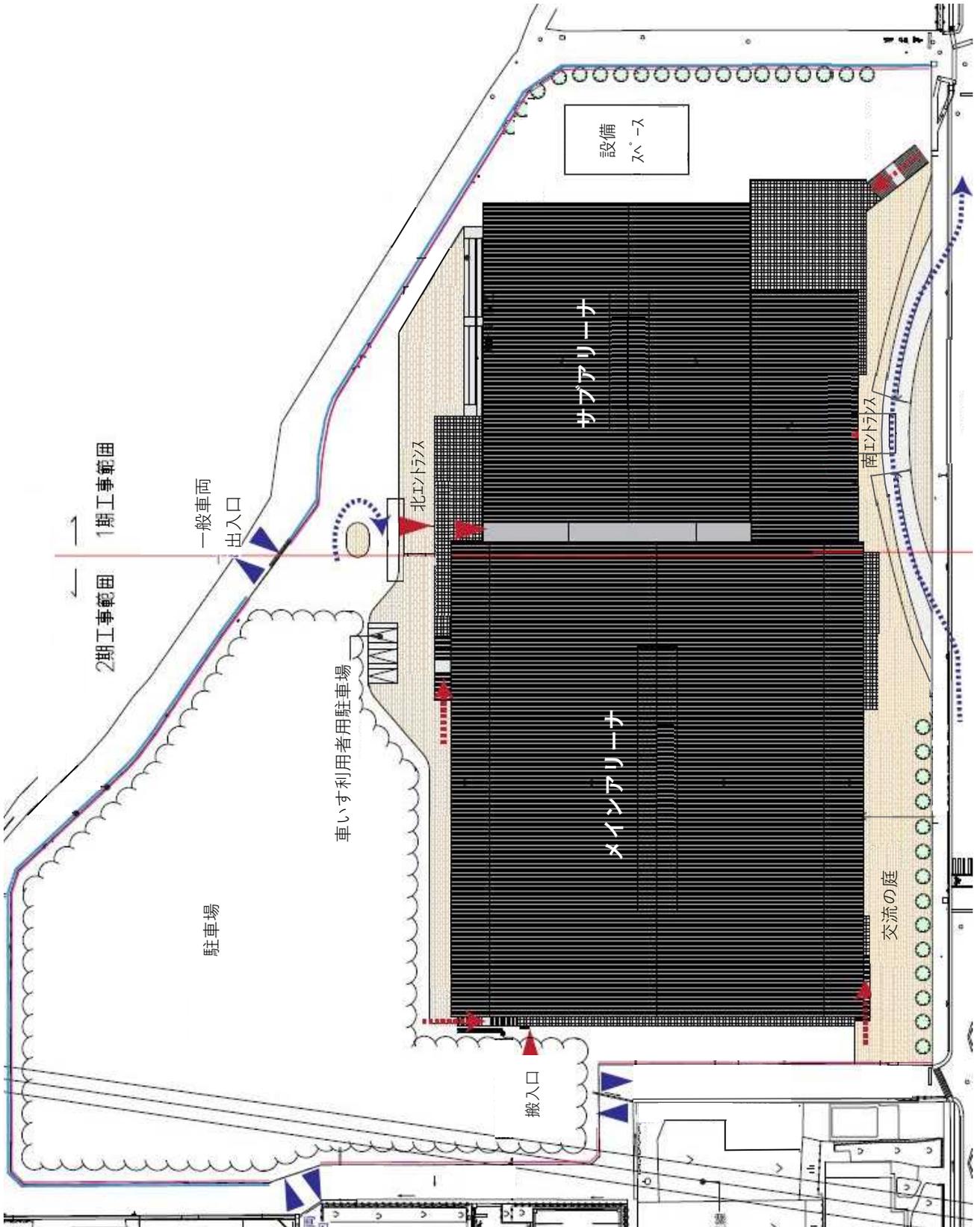
○事業費内訳

項目	金額（億円）
建設工事費	83.0
解体工事費	3.7
工事監理費等	2.4
合計	89.1

※解体工事は県が一括して発注し、延岡市が費用を負担する。

○今後の主なスケジュール（予定）

- 令和3年2月 R3当初予算（債務負担行為）議案提出
- 3月 入札公告
- 9月 契約議案提出
- 令和5年4月 サブアリーナ完成
- 令和7年9月 メインアリーナ完成



配置図



南東からの全体イメージ



木造によるアリーナ内観イメージ

II 特別議案

(議案第1号関係、議案第13号)

公の施設の指定管理者の指定（宮崎県男女共同参画センター）

生活・協働・男女参画課

1 施設の概要

- (1) 施設名 宮崎県男女共同参画センター
- (2) 設置目的 男女共同参画に係る情報提供及び啓発・相談事業を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与する。
- (3) 現指定管理者 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
- (4) 指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日（3年間）

2 次期指定管理候補者

- (1) 名称 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
- (2) 代表者 理事長 西田 たみ子
- (3) 事務所の所在地 宮崎市宮田町3番46号県庁9号館
- (4) 職員数 9名

3 指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 申請者 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（生活・協働・男女参画課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（総合政策部及び総務部）	選定委員会の審査結果を、生活・協働・男女参画課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	稲田 弘子 (九州保健福祉大学教授)
委員	工藤 経芳 (公認会計士)
	高浜 確也 (『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～代表)
	税田 倫子 (株式会社グローバル・クリーン 専務取締役)
	木藤 幸子 (都城市市民生活部コミュニティ文化課 男女参画・消費生活担当主幹)

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)
委員	総合政策課長 生活・協働・男女参画課長 行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	住民の平等な利用の確保 ----- 施設の管理運営に関する基本方針 ----- 男女共同参画センターの役割、課題の認識 ----- 利用者の利便性への配慮	30
センターの効用を最大限に発揮する事業計画	男女共同参画社会づくりのための事業内容 ----- 独自性のある事業の提案 ----- 利用者増への取組に関する提案 ----- 利用者満足度の把握や苦情・要望への対応、運営改善への反映に関する提案	30
管理経費の縮減等	委託料の提案額、適切な経費の積算 ----- 施設の効率的、効果的な管理運営、管理経費の縮減等に関する基本的考え方	10
事業計画を確実に実施するための経理的基礎及び管理能力	施設の管理運営に必要な体制の確保 ----- 施設の継続的、安定的運営のための財政的基盤 ----- 類似事業等における実績 ----- 個人情報保護、情報公開、安全管理等への対応 ----- 環境保全や地域経済の活性化など、地域への貢献に配慮した取組 ----- 障がい者の就労支援への対応	30
合 計		100

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構：395点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構：82点

③ 選定理由

- ・ 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たしていること。
- ・ 男女共同参画社会づくりの重要性やセンターの役割を十分理解した上で、適切な事業計画が提出されていること。
- ・ 事業計画やこれまでの実績等から、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料（債務負担行為）

（単位：千円）

項目	年額	指定期間(3年)計
指定管理料提案額	34,307	102,921
基準価格 (提案額との差)	34,307 (0)	102,921 (0)

(2) 収支計画

（単位：千円）

内容	3年度	4年度	5年度
収入(a)	34,307	34,307	34,307
指定管理料	34,307	34,307	34,307
支出(b)	34,307	34,307	34,307
管理費	23,808	23,828	23,848
事業費	10,499	10,479	10,459
収支差額(a-b)	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等（ _____ は新たな取組（一部は今年度から実施））

① 情報提供

- ・ チラシ・カードの商業施設等への設置・配布による情報発信
- ・ 若年層を主なターゲットとして、ホームページに加え、Facebook、LINEなどのSNSの積極的な活用による情報発信の強化
- ・ 図書、DVDについて、郵送での貸出や無人受け渡しBOXにより時間外での貸出・返却の対応を実施

② 啓発

- ・ 講座やセミナーの開催に加え、地域や学校、企業への講師派遣等を積極的に実施
- ・ 遠隔地でも講座が受講できるように市町村等と連携し、サテライト会場の設置やオンライン受講の取組を推進

- ・女性の視点からの災害対応に関する講座や、ジェンダー平等などについて学ぶ「SDGsカフェ」の実施など、必要性が高まっている最新情報についての学習・交流の場を提供

③相談

- ・電話、面接相談に加え、メールによる相談受付を実施
- ・「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動の期間」に合わせて、期間中は相談を含め開館時間を午後8時まで延長

④その他

- ・平日利用が困難な人のために、土曜日を開館
- ・子育て中の方が利用しやすいよう、全ての事業に一時保育を実施

公の施設の指定管理者の指定（県立芸術劇場）

みやざき文化振興課

1 施設の概要

- (1) 施設名 県立芸術劇場
- (2) 設置目的 県民文化の拠点として、舞台芸術を中心に多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと心豊かな県民生活の創造に寄与する。
- (3) 現指定管理者 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- (4) 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年間）

2 次期指定管理候補者

- (1) 名称 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- (2) 代表者 理事長 佐藤 壽美
- (3) 事務所の所在地 宮崎市船塚3丁目210番地
- (4) 職員数 33名

3 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

4 選定概要

(1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和2年7月6日から令和2年9月7日まで
- ② 申請者 公益財団法人宮崎県立芸術劇場

(2) 指定管理候補者の審査方法

① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（みやざき文化振興課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（総合政策部及び総務部）	選定委員会の審査結果を、みやざき文化振興課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないかを確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	内藤 泰夫 ((公財) 宮崎県芸術文化協会会長)
委員	石川 千佳子 (宮崎大学教育学部教授)
	桑野 斉 (宮崎大学地域資源創成学部教授)
	田中 克弥 (公認会計士)
	藤原 秀史 ((公財) 門川ふるさと文化財団事務局長)

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	総合政策部長
副議長	総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)
委員	総合政策課長
	みやざき文化振興課長 行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	県民利用についての基本方針	5
経費の縮減等	指定期間内に県が支払う委託料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費縮減に対する考え方・提案	5
劇場の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者のサービス向上・利用者増加等に関する提案 施設の特性の活用 施設管理の考え方とその方法 県内文化施設との連携 その他の提案	20
宮崎国際音楽祭の企画及び実施能力	企画力と意欲 県民への親しみやすさと裾野の拡大 実施能力及び実施体制 同種事業の開催実績	20
県民文化振興事業の企画及び実施能力	企画力と意欲 県民への親しみやすさと裾野の拡大 実施能力及び実施体制 同種事業の開催実績 その他の提案	20
事業計画を確実に遂行するための管理運営能力	継続的に安定した管理運営が可能となる財政的基盤 (経営状況) 収支計画の実現性 責任ある管理運営体制 (安全管理、危機管理など) 文化施設の管理運営実績 個人情報保護、情報公開への対応 環境保全や地域経済への配慮など、地域貢献への取り組み	30
合 計		100

(3) 審査結果及び選定理由

① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点）以上）を満たしている。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場：423点

② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点）以上）を満たしている。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場：82点

③ 選定理由

- ・ 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たしていること。
- ・ 宮崎国際音楽祭や県民文化振興事業の趣旨、特に、「県民への親しみやすさと裾野の拡大」の重要性について理解し、企画及び実施能力を十分に備えていると認められること。
- ・ 事業計画やこれまでの実績等から、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められるとともに、新たな取組が積極的に提示されていること。

5 指定管理候補者からの提案内容

(1) 指定管理料（債務負担行為）

（単位：千円）

項目	年額	指定期間(5年)計
指定管理料提案額	484,335	2,421,675
基準価格	485,835	2,429,175
（提案額との差）	(△1,500)	(△7,500)

(2) 収支計画

（単位：千円）

内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
収入(a)	675,312	677,755	680,155	682,655	684,955
指定管理料	484,335	484,335	484,335	484,335	484,335
利用料金	57,309	57,600	58,000	58,300	58,500
その他	133,668	135,820	137,820	140,020	142,120
支出(b)	675,312	677,755	680,155	682,655	684,955
管理費	404,169	404,560	405,060	405,460	405,760
事業費	271,143	273,195	275,095	277,195	279,195
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

(3) 県民サービスの向上等（ _____ は新たな取組（一部は今年度から実施））

① 施設利用関係

- ・ 施設利用の申込みに際して、遠隔地に住む方々や営業時間中の来館が難しい方々に配慮したインターネット申請等の開始
- ・ 練習室等の利用拡充を図るため、練習室等における催事利用の拡充
- ・ 平日昼間のホールの利用促進
- ・ 劇場設備等を広く知ってもらうための館内映像等の動画配信の開始
- ・ 入会者の多様なニーズに対応できるようにするための「友の会制度」の見直し
- ・ 劇場内で使用可能なフリーWi-Fiの設置

② 文化事業関係

- ・ 舞台芸術に触れる機会を広げるための公演等のインターネット配信の実施
- ・ 文化芸術の敷居の高さを払拭するため、幅広い嗜好に合わせた、多様で魅力的なプログラムの企画・実施
- ・ 県内公立文化施設に加え、中山間地域の公民館等コミュニティ施設等との連携強化（地域住民対象のアウトリーチ及びコンサートの実施）
- ・ 宮崎国際音楽祭における「プログラム・プランナー」体制の構築

Ⅲ その他報告事項

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の 令和元年度の実績等について

総合政策課

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針（平成26年2月策定。以下「実施方針」という。）に基づき、全部局を対象として令和元年度の県内企業への発注実績をとりまとめた。

1 概要

(1) 調査内容

全部局の支出データから、公共工事関係、情報システム調達関係、物品等調達関係、その他（委託・使用賃借）の4分野について県内発注率（金額ベース・件数ベース）を整理した。

(2) 調査結果概要

対象4分野の県内発注率は、件数・金額ともに昨年度の値とほぼ同じ水準となっているものの、額は小さいが使用賃借の金額で発注率が昨年度より低下している。

また、支店等を含む場合の発注率も、ほぼ同じ水準となっているが、情報システム調達関係の金額で発注率が昨年度より低下している。

2 調査結果の詳細

(1) 公共工事関係

（単位：千円、件）

項目	区分	総数	県内発注率				(参考値:30年度)	
			県内※1	支店等※2	県内企業	支店等含む	県内企業	支店等含む
建設工事	金額	70,434,261	66,025,862	2,227,287	93.7%	96.9%	95.6%	96.3%
	件数	2,825	2,715	37	96.1%	97.4%	96.4%	97.4%
建設工事関連の 業務委託	金額	9,603,711	7,713,926	1,607,682	80.3%	97.1%	77.4%	97.3%
	件数	1,891	1,706	159	90.2%	98.6%	89.7%	98.3%
下請負人の活用※3	金額	13,164,504	10,046,759		76.3%		79.3%	
	件数	3,492	3,063		87.7%		86.7%	
建設資材の調達※3	金額	10,248,064	9,234,380		90.1%		91.1%	
	件数	3,629	3,346		92.2%		93.2%	

※1 県内企業とは、本社・本店が県内に立地する企業を指す（以下(2)～(4)についても同様）

※2 支店等とは、支店・営業所等が県内に立地する県外企業を指す（以下(2)～(4)についても同様）

※3 調査対象：宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱に基づく報告義務がある契約（1,000万円以上）

<主な取組>

- ・総合評価落札方式の評価項目として「地産地消への取組」を設定。
- ・設計段階からの「地産地消」の推進。

※ 設計業務の特記仕様書に「地産地消に資する工法検討の義務づけ」、「県産品を使用した設計を原則とすること」について記載。

(2) 情報システム調達関係

(単位：千円、件)

項目	区分	総数			県内発注率		(参考値:30年度)	
			県内	支店等	県内企業	支店等含む	県内企業	支店等含む
情報システム調達関係	金額	3,756,592	548,509	1,220,572	14.6%	47.1%	12.6%	54.9%
	件数	1,725	1,012	241	58.7%	72.6%	57.4%	70.9%

<主な取組>

一定の入札可能業者が確保される案件については、入札参加者を「宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者」に限定。

(3) 物品等調達関係

(単位：千円、件)

項目	区分	総数			県内発注率		(参考値:30年度)	
			県内	支店等	県内企業	支店等含む	県内企業	支店等含む
物品等調達関係	金額	13,029,949	2,086,923	10,314,869	16.0%	95.2%	17.5%	96.9%
	件数	40,262	31,486	6,532	78.2%	94.4%	78.9%	94.5%

※ 金額の約8割を病院局が占めており、県内企業で取扱いのない医療機器や薬品等が多い。

<主な取組>

県内企業で対応可能な物品等については、県内企業を優先的に選定したほか、文書や会議等で実施方針及び取組事例集を周知。

(4) その他の分野

(単位：千円、件)

項目	区分	総数			県内発注率		(参考値:30年度)	
			県内	支店等	県内企業	支店等含む	県内企業	支店等含む
業務委託 (工事関連、情報関連を除く)	金額	21,867,072	16,753,071	2,785,916	76.6%	89.4%	77.2%	90.7%
	件数	8,631	7,174	428	83.1%	88.1%	83.3%	88.9%
使用賃借(リース等) (物品、情報関連を除く)	金額	885,929	364,126	230,083	41.1%	67.1%	48.5%	73.7%
	件数	4,914	3,378	680	68.7%	82.6%	70.3%	83.4%

<主な取組>

各部局及び出先機関に対し、文書及び会議等で実施方針や取組事例集を周知。

3 今後の取組

取組事例集を更新し、各部局の取組を庁内に周知を図るとともに、引き続き、関係団体や各種経済団体等に対して協力を要請する。

宮崎カーフェリー株式会社の新船建造について

総合交通課

1 建造状況について

宮崎港・神戸港間のフェリー航路を運航する宮崎カーフェリー株式会社は、長期的な航路維持のため、昨年12月に新船建造契約を締結した。

新船建造については、現在、構造に関する設計作業が終了したところであり、基本スペック等については、以下のとおりとなった。

(1) 基本スペック等

① 基本スペック

項目	内容	(参考) 現 船
全長×幅	194m×27.6m	170m×27m
総トン数	約14,200トン	11,933トン、11,931トン
航海速度	23.1ノット	23.5ノット
トラック積載台数	163台(12m換算)、2台(8m換算) 電源130台分	130台(12m換算) 電源101台分
乗用車積載台数	81台	85台
旅客定員	576名(トラックドライバー110名含む)	690名(トラックドライバー108名含む)
推進方式	二機二軸(中速4サイクル機関2機2軸CPP)	二機二軸
発電機	2,020kw×3台	1,100kw×3台
スクラバー	オープンループタイプ	—

② 側面図・各階概要

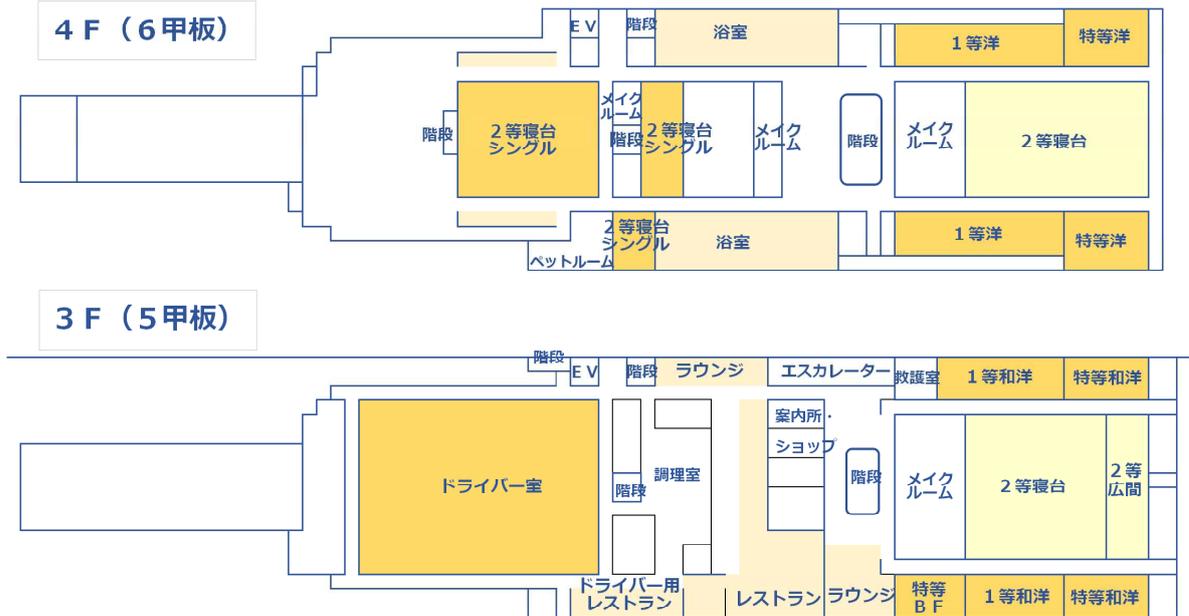


※ 側面図は変更になる場合があります



(2) 客室配置等

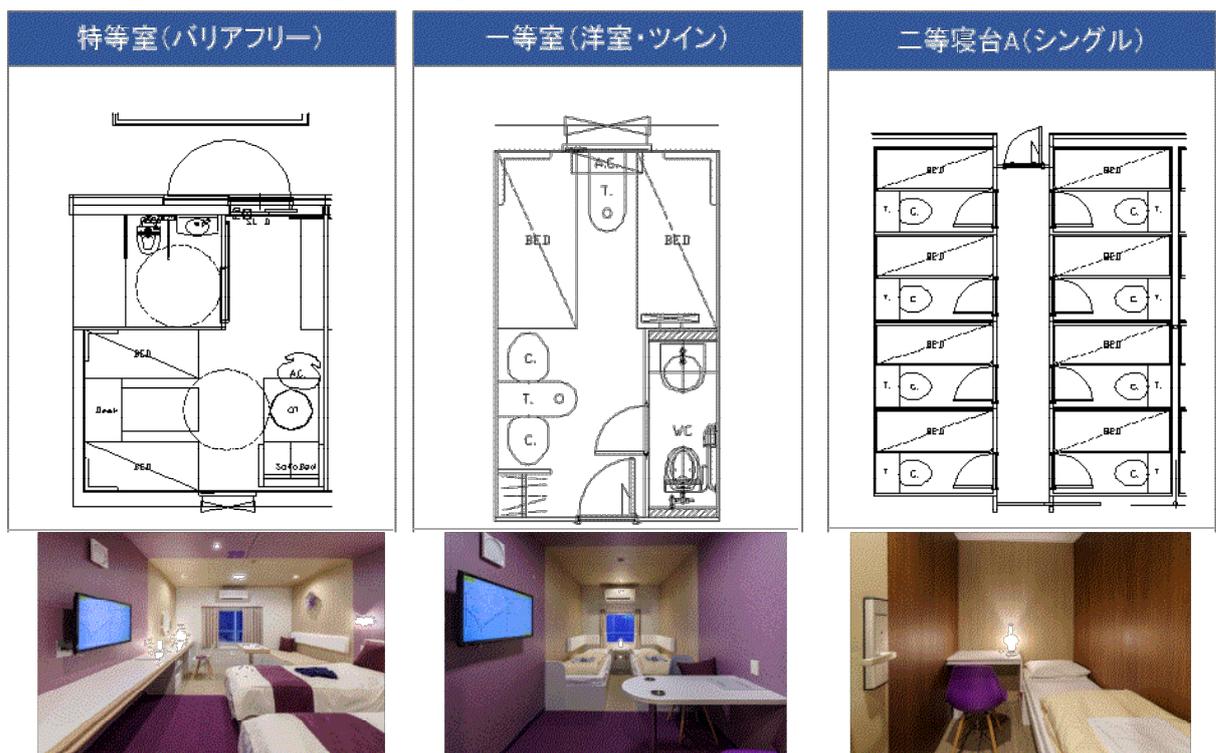
① 客室配置



② 客室構成

等級	定員	室数	計(人)	等級	定員	室数	計(人)
特等	洋室	3	6	2等寝台 シングル	1	70	70
	和洋室	3	6	2段ベッド	20	10	200
	バリアフリー	3	2	〃	26	2	52
1等	洋室	2	16	2等 広間	15	2	30
	和洋室	4	10	DR室 シングル	1	110	110
定員計							576
個室率							51%

【参考：客室平面図、他船社の客室（イメージ）】



(3) 船体の安全性

令和2年1月以降に建造契約が結ばれる旅客船については、改正後の船舶区画規程が適用され、船体の安全基準が強化*されている。

宮崎カーフェリーの新船建造契約は昨年中に締結されており、改正前の基準が適用されるが、新船設計にあたっては可能な限り新基準を充足するよう、設計上の対応等を講じた。

※ 「特定の損傷を想定し、当該損傷時における船舶が残存する確率（船舶残存確率）」の一定水準の確保を規定しており、改正により当該確率の算出式等が変更

① 設計上の対応

項目	内容
乗用車倉の二重船側化	水面下に位置する乗用車倉（1、2甲板）に内壁を設け、浸水を防止
ヒーリングバラストタンク分割	大容量のヒーリングバラストタンク（喫水等を調整する船内水槽。舷側に配置し横傾斜を調整）を前後に分割し、1区画当りの浸水量を低減
機関室の細分化	機関室を4区分化し、1区画当りの浸水量を低減
軸室の細分化	機関室の1区画（第2軸室）のバラストタンクを6区分化し、1区画当たりの浸水量を低減
フィンスタビライザー室の1区画化	左右のフィンスタビライザー室（航行時の揺れを抑える装置）を1区画とし、浸水時の傾きを軽減

② 設備の新設

- ・ 安全性向上のため、排水ポンプ（侵入水を船外に排出する装置）能力を強化
 - ・ 損傷時における船体傾斜を軽減するため、クロスフラッディング装置*を導入
- ※ 片舷を損傷した場合、反対舷のタンクに海水を移送することにより、発生する船体傾斜角を軽減し、復原性能を向上させる装置

③ 新基準の充足状況

「船側損傷」における複数の想定事例のうち、新基準をわずかに充足していない区画（「主機室・発電機室」区画）が1ケースあるのみで、全体的に新基準を概ね達成する安全性を確保できた。

2 スケジュールについて

時期	内容	
	1隻目	2隻目
令和2年12月	起工	
3年5月		起工
10月	進水	
4年3月		進水
5月	就航（県貸付）	
10月		就航（県貸付）

第 1 1 次宮崎県交通安全計画の策定について

生活・協働・男女参画課

1 趣 旨

交通安全対策基本法第 2 5 条において、都道府県は、国の交通安全基本計画に基づき、交通安全に関する総合的な施策等を定める計画を作成することが義務付けられている。

このため、現在、国が策定中の第 1 1 次交通安全基本計画に基づき、令和 3 年度を始期とする第 1 1 次宮崎県交通安全計画を策定する。

2 概 要

(1) 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

(2) 計画の概要

- ・ 本県における交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める。
- ・ 令和 7 年までの交通事故による死傷者数等の抑止目標を設定するとともに、講ずべき各種対策を示す。

(3) 基本理念

「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故を構成する三要素（人・交通機関・交通環境）に対する各種施策の推進、情報通信技術（ICT）の活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない社会を目指す。

3 今後の予定

令和 2 年 1 1 月	国の第 1 1 次交通安全基本計画中間案公表
令和 2 年 1 2 月	宮崎県交通安全対策会議幹事会（第 1 回、計画案書面協議）
令和 2 年 1 2 月	1 1 月定例県議会総務政策常任委員会（策定報告）
令和 3 年 2 月	パブリック・コメント実施
令和 3 年 3 月	国の第 1 1 次交通安全基本計画決定
令和 3 年 4 月	宮崎県交通安全対策会議幹事会（第 2 回、計画案決定）
令和 3 年 5 月	宮崎県交通安全対策会議（計画決定）
令和 3 年 6 月	6 月定例県議会総務政策常任委員会（報告）

「宮崎県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の骨子（案）について

人権同和対策課

1 制定の趣旨

犯罪被害者等が早期に被害から回復し、日常生活を取り戻すことができるよう、社会全体で、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない支援が行われる体制づくりを進めるため、条例を制定するものである。

2 これまでの取組

令和2年7月20日 県議会総務政策常任委員会において、条例制定について報告

令和2年9月30日 第1回検討委員会における検討

※構成員：市長会事務局長、町村会事務局長、
被害者支援センター理事長（弁護士）、
県犯罪被害者等支援連絡協議会会長（弁護士）、
県地域婦人連絡協議会会長、宮崎産業経営大学教授、
九州保健福祉大学准教授

令和2年11月10日 第2回検討委員会における検討

3 条例の骨子（案）

別紙のとおり

4 条例の施行日

令和3年7月に条例を施行する予定。

5 今後の取組

令和2年12月 パブリックコメントの実施

令和3年 1月 第3回検討委員会における検討

令和3年 3月 県議会総務政策常任委員会において、パブリックコメントの結果等を報告

令和3年 4月 法令審査会

令和3年 6月 6月定例県議会 議案提案

令和3年 7月 条例施行（予定）

※ 条例制定後は、条例に基づく基本計画の策定作業を行う。

「宮崎県犯罪被害者等支援条例（仮称）」の骨子（案）

前文（条例制定の背景）

誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いであり、本県では、犯罪等の抑止と、安全なまちづくりに向けた不断の努力が重ねられてきました。

しかしながら、現在も様々な犯罪が跡を絶たず、多くの方々が思いもよらず、犯罪被害者やその家族、遺族となり、犯罪による直接的な被害を受けるだけでなく、それに伴い生じる精神的なショックや再度の被害への不安、周囲の無理解や心ない言動など、二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られるところです。

このような状況に置かれた犯罪被害者等に対して、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障され、早期に被害から回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、関係機関の連携の下、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行っていく必要があります。

また、この社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあります。そうした中、県民一人ひとりが、犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪被害者等が置かれている状況等についての理解を深め、連帯して共に支え合う精神にあふれた地域社会づくりを進めていく必要があります。

このような背景を踏まえ、犯罪被害者等支援のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、関係機関の連携の下、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支えていく県民の意志を表明するため、この条例を制定するものです。

第1章 総則

1 目的

この条例は、犯罪被害者等の支援について、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにし、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するという、条例の目的を定めるものです。

条例が目指すものは、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うこと」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進すること」の2つになります。

2 定義

この条例における用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損^{きそん}、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいいます。
- (4) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいいます。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいいます。

【趣旨】

本条は、条例の主要な用語について定義するものです。

「犯罪等」、「犯罪被害者等」、「二次被害」、「事業者」、「民間支援団体」について定義します。

3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければなりません。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われなければなりません。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければなりません。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければなりません。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を示すものであり、支援に関わる全ての主体が共有する規範について定めるものです。

4 県の責務

- (1) 県は、「3 基本理念」に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」といいます。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有します。
- (2) 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、県民、事業者及び民間支援団体との連携、調整及び協力に努めるものとします。
- (3) 県は、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援における県の責務を定めるものです。

5 市町村の責務

- (1) 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとします。
- (2) 市町村は、国、県及び民間支援団体等との役割分担及び連携を踏まえて、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

犯罪被害者等の立場に立った、途切れることのない、適切できめ細かな支援が行われるために、基礎自治体である市町村の役割は重要になります。本条は、犯罪被害者等の支援における市町村の責務について定めるものです。

6 県民の責務

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとします。
- (2) 県民は、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援における県民の責務を定めるものです。

7 事業者の責務

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援における事業者の責務を定めるものです。

8 民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援における民間支援団体の責務を定めるものです。

9 連携協力

- (1) 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと緊密に連携し、相互に協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等の支援を実施するよう努めるものとします。
- (2) (1)の連携協力に当たっては、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとします。
- (3) 県は、犯罪被害者等の支援のために必要な範囲において、他の都道府県と情報の共有その他の連携に努めるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援が、国、県、市町村、民間支援団体等さまざまな主体に及ぶことが想定されるため、犯罪被害者等の支援を実施するために必要な連携協力を、県が主体となって行うことを定めるものです。

10 基本計画

- (1) 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めるものとします。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
- ア 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
 - イ 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
 - ウ 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項
- (3) 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとします。
- (4) 県は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとします。

【趣旨】

本条は、条例に基づき、具体的な犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するための、県の「基本計画」の策定について定めるものです。

11 財政上の措置

県は、犯罪被害者等支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等支援施策を推進するため、県として必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

第2章 基本施策

1 2 相談及び情報の提供等

県は、犯罪被害者等その他必要と認める者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等その他必要と認める者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、相談及び情報の提供等の必要な施策を講ずることを定めるものです。

1 3 心身に受けた影響からの回復

県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずることを定めるものです。

1 4 日常生活の支援

県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずることを定めるものです。

15 安全の確保

県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（二次被害を含みます。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等への加害者からの再被害、報道機関や近隣住民等からの二次被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護や施設への入所による保護、被害防止に関する助言等を行うなど安全の確保を最優先した支援を行うことを定めるものです。

16 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅（宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年7月7日宮崎県条例第25号）第3条第1号に規定する県営住宅をいいます。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪等により犯罪被害者等が従前からの住居に居住することが困難となった場合や、犯罪等により犯罪被害者等の収入が減少し生計維持が困難となった場合における犯罪被害者等救済の観点から、県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずることを定めるものです。

17 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者の理解増進等について定めるものです。

18 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置し、又は関係機関に協力を求める等必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずることを定めるものです。

19 経済的負担の軽減

県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、収入が減ったり、支出がかさんだりして、経済的な困窮に直面する状況があることから、経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずることを定めるものです。

20 県民及び事業者の理解の増進

県は、犯罪被害者等を巡る状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、地域社会における犯罪被害者等支援に係る理解の促進を図ることを定めるものです。

犯罪被害者等を巡る状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性等について県民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずることを定めるものです。

2 1 学校における教育

県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性等に関する教育が学校において行われるようにするため、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、子どもの頃から、犯罪被害者等を社会全体で支えていく県民の意識の醸成を図るため、学校における教育の機会の確保について定めるものです。

2 2 人材の育成

県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援の充実を図るためには、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う、支援施策に通じた人やボランティア等の人材の育成が重要であることから、それらの人材を育成するための研修の実施等の必要な施策を講ずることを定めるものです。

2 3 民間支援団体の活動の支援

県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、民間支援団体の活動の促進を図るため、県が犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずることを定めるものです。

宮崎県情報化推進計画素案について

情報政策課

1 計画策定の趣旨

- 本県の情報化については、これまで、行政情報化を目的とする「eみやざき推進指針」や、官民データ活用のための「宮崎県官民データ活用推進計画」により推進。
- このような中、国においてはSociety5.0の提唱や、「IT新戦略」の策定等により、「国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現」に向けた取組の加速化が見込まれる。
- 一方、多くの中山間地域を抱える本県では、少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域や産業を支える人財の確保や、暮らしに必要なサービスの維持などをいかに図っていくのかが大きな課題。
- さらには、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響により、本県においても「新たな日常」の確立と、地域経済の再始動のため、ICTを活用したテレワーク等の重要性が高まっている。
- これらの状況を踏まえ、本県における様々な課題を解決するSociety5.0の実現に向けて、現行計画の抜本的な見直しを行い、ICT施策の展開の方向性を示す新たな計画を策定。

2 計画（素案）の概要

(1) 計画期間

令和3（2021）年度から4年間

※2年後を目途に見直し

(2) 基本目標

「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現」

～人間尊重を基本に誰一人取り残されることなく、
デジタル化の恩恵を実感できる社会全体のデジタル改革を推進～

3 策定スケジュール

令和2年8月	宮崎県IT推進本部会議	(骨子案の決定)
9月	総務政策常任委員会	(〃 の報告)
11月	宮崎県情報化推進有識者会議	(素案 への意見聴取)
〃	宮崎県IT推進本部会議	(〃 の決定)
12月	総務政策常任委員会	(〃 の報告)
〃	パブリックコメント	(令和3年1月にかけて実施)
令和3年2月	宮崎県情報化推進有識者会議	(計画案への意見聴取)
〃	宮崎県IT推進本部会議	(〃 の決定)
3月	総務政策常任委員会	(〃 の報告)
〃	計画の策定・公表	

宮崎県情報化推進計画 素案概要

(計画期間：令和3年度～令和6年度)

時代背景

- 少子高齢化・人口減少 ○東京一極集中 ○大規模自然災害の頻発 ○SDGs実現に向けた動き ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大

情報化の動向

- インターネット等の利用環境の変化 ○AI、IoT等の革新的技術がもたらす変革
- 新型コロナウイルス感染症によるデジタル化・リモートの高まり

国の情報化施策の動向

- Society5.0提唱 ○官民データ活用推進基本法 ○デジタル庁手法 ○IT新戦略 ○経済財政運営と改革の基本方針2020

これまでの本県の情報化の取組

- 行政情報化の取組
 - ・eみやざき推進指針ほか
 - 各分野の情報化の取組
 - 情報通信基盤の整備
 - ・スマートフォンなど
 - ・携帯電話等のブロードバンド環境など

本県の直面する課題 ～未曾有の人口減少時代

- 安全・安心な暮らしの確保 ○持続可能な産業構造の構築 ○地域や産業を支える人財の確保

ICTに求められる役割・視点

- ◎交流人口や関係人口の拡大による地域活力の維持・創出 ◎地理的・時間的制約の克服による市場の拡大とサービス等の質の向上
- ◎生産性向上による労働力不足の解消と競争力の強化 ◎就労機会の拡大と多様な働き方への対応
- ◎三密回避による新型コロナウイルス感染症拡大の防止

<基本目標>

県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現

～人間尊重を基本に誰一人取り残されることなく、デジタル化の恩恵を実感できる社会全体のデジタル改革を推進～

○「行政」が変わる

○「暮らし」「地域産業」が変わる

○「情報基盤」「人材」が変わる

～県民本位のデジタル・ガバメントの推進～

～安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興～

～デジタル社会を支える情報環境の整備・充実～

県民本位のデジタル・ガバメントの推進

○行政サービスの向上

- (1) 県民への情報発信の充実・強化
 - ・多様なソーシャルメディアの活用等
- (2) 行政手続のオンライン化
 - ・電子申請システム利用拡大等
- (3) オープンデータ化と官民データの利活用促進
 - ・公開データの拡充、ひなたGIS等の情報ツール利活用
 - ・市町村におけるオープンデータ化の取組支援等
- (4) マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの普及促進
 - ・マイナンバー制度の普及啓発、マイナンバーカードの利便性向上等

○行政事務の効率化の推進

- (1) ICTを活用した事務効率化と働き方改革
 - ・RPAやAI-OCR等の導入やペーパーレス化の推進
 - ・テレワークによる多様な働き方の推進等
- (2) 情報システムの全体最適化
 - ・サーバ統合基盤活用、PC一括調達
 - ・IT調達の適正化等
- (3) 情報通信ネットワークの充実・強化
 - ・県庁LAN無線化検討等
- (4) 個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策の強化
 - ・特定個人情報保護評価等の安全対策徹底
 - ・情報セキュリティポリシーの周知・遵守徹底、ネットワーク分離、次期セキュリティクラウド構築等

○国・市町村との連携

・オープンデータ化、RPAやAI-OCR等導入促進等

安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興

○暮らしの向上と教育・文化の振興

- (1) 医療
 - ・医療現場のICT利活用推進等
- (2) 福祉・保健
 - ・介護ロボット導入やICT活用の促進等
- (3) 防災
 - ・防災情報共有システムの整備運用
 - ・河川砂防情報システムによる情報提供等
- (4) 地域交通
 - ・新モビリティサービスの利活用等による地域交通網の構築
- (5) 環境
 - ・ホーム・レジ「みやざき環境」等による情報提供
- (6) 教育
 - ・情報活用能力の育成・教科指導でのICT活用
 - ・校務の情報化の推進
 - ・対面とオンライン教育による「新しい教育様式」の確立等
- (7) 歴史・文化
 - ・ホーム・レジ「みやざきデジタルミュージアム」等での情報発信

○地域産業の振興

- (1) 農林水産
 - ・スマート農業の推進、スマート林業の推進等
- (2) 商工・観光
 - ・キャッシュレス化の推進、デジタルマーケティング等
- (3) 物流
 - ・先端技術活用による物流の省力化等
- (4) 建設
 - ・ICTによる生産性向上や働き方改革の支援等

○中山間地域における利便性向上

・スマート農業の推進、スマート林業の推進等
・ローカル5G等実証事業

デジタル社会を支える情報環境の整備・充実

○情報通信基盤の整備促進

- (1) 携帯電話・超高速ブロードバンド
 - ・不感地域等の解消推進等
- (2) 5G等の新たな情報通信基盤
 - ・ローカル5G等を活用した地域課題解決実証事業の推進等

○情報化を担う人材の育成・確保

- (1) 学校における情報教育の充実
 - ・プログラミングや情報モラル等の情報活用能力育成
 - ・機器整備等のGIGAスクール構想への対応等
- (2) ICT技術者の育成・確保
 - ・ICT関連人材の育成等

○誰もが利用できる環境の確保

- (1) 県民の情報リテラシーの向上とICT導入相談支援
 - ・ICT導入検討事業者へのサポート
 - ・県民がICTに接するためのイベント等開催
- (2) 安心・安全な利用環境の充実
 - ・サイバー犯罪対策等

○デジタル社会創造プロジェクト

●デジタル・ガバメント関連 ●先駆的社会実装関連 ●次代を担う人材育成関連

【推進体制】

- 「宮崎県ICT推進本部」による庁内連携
- 「宮崎市町村ICT推進連絡協議会」による市町村との連携
- 「宮崎県情報化推進協議会（仮称）」による産学官等との連携